

群馬県建設工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、群馬県が執行する建設工事成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって、建設業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、原則として1件の設計金額が500万円以上の建設工事について行うものとする。

(評定の内容)

第3条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等を評価するものとする。

(評定者)

第4条 第3条の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、当該工事の「検査員」、「監督員」及び工事の執行を総括する者（以下「総括職員」という。）とする。

(評定の方法)

第5条 評定は、施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえ等、その他の事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定の結果は、別に定める工事成績評定表（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

(評定の時期)

第6条 検査員は検査を実施したとき、監督員及び総括職員は工事が完成したときにそれぞれ評定を行うものとする。

(評定表の作成)

第7条 工事成績評定は、一工事ごとに行うものとする。

2 工事成績の採点は、別記様式第1「工事成績採点表」により行うものとする。

3 細目別評定点の算出は別記様式第2によるものとする。

4 上記3の算出にあたり、別紙-1、2、3「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」により採点するものとする。

5 評定結果は別記様式第3「工事成績評定表」に記録するものとする。

6 評定にあたっては、土木工事関係は別紙-4の「記入方法及び留意事項」及び別紙-5「施工プロセスのチェックリスト」、営繕・設備工事関係は別紙-6の「留意事項」、別紙-7「施工プロセスのチェックリスト」、工事共通として別紙-8「事故が発生した場合の工事成績評定について」を考慮するものとする。

また、工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、請負者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれを考慮するものとする。

(評定表の提出等)

第8条 評定者は、評定を行ったときは、当該評定表を契約担当者にすみやかに提出するものとする。

2 検査員は、評定を行ったときは、当該評定表を検査調書とともに、契約検査課長に報告するものとする。

(評定結果の通知)

第9条 契約担当者は、評定者から完成検査時における評定表の提出があったときは、当該工事の請負者に対して、評定の結果を別に定めるところによりすみやかに通知するものとする。

(評定の修正)

第10条 契約担当者は、第9条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は修正しなければならない。

2 契約担当者は、前項の修正を行ったときは、その結果を当該工事の請負者に対してすみやかに通知するものとする。

(説明請求等)

第11条 第9条または第10条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に、通知を行った契約担当者に対し、評定の内容について書面により説明を求めることができる。

2 契約担当者は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

(評定結果の公表)

第12条 評定結果は、別に定めるところにより公表するものとする。

附 則

1 この要領は、平成17年4月1日から適用する。

2 この要領の施行日をもって「群馬県環境・森林局請負工事成績評定要領」、「群馬県農業局農業基盤整備課所管請負工事成績評定要領」、「群馬県県土整備局請負工事成績評定要領」は廃止する。

3 平成18年 4月1日一部改正

4 平成19年 4月1日一部改正

5 平成19年10月1日一部改正

6 平成20年 4月1日一部改正

7 平成21年 4月1日一部改正

8 平成22年 4月1日一部改正

9 平成26年 4月1日一部改正